

特定教育・保育に係る保育料負担金徴収基準額表

～ 2号・3号認定で認可保育所または認定子ども園(保育)を利用する方～

各月初日の保育実施児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額 [月額保育料] ※半額又は第2子以降の場合は () 内の金額				
階層区分	階層基準	0歳から2歳児		3歳から5歳児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
2	B	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(0)	(0)	(0)	(0)
		市民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
		均等割のみの世帯	7,000	6,900	0	0
	C2	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(8,100)	(8,000)	(0)	(0)
		所得割課税額 48,600円未満	16,200	16,000	0	0
4	D1	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児（者）世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
		所得割課税額 48,600円以上～77,101円未満	7,000	6,900	0	0
		所得割課税額 77,101円以上～97,000円未満	(12,750)	(12,550)	(0)	(0)
5	D2	所得割課税額 97,000円以上～133,000円未満	25,500	25,100	0	0
	D3	所得割課税額 133,000円以上～169,000円未満	(16,800)	(16,550)	(0)	(0)
6	D4	所得割課税額 169,000円以上～301,000円未満	(18,150)	(17,850)	(0)	(0)
7	D5	所得割課税額 301,000円以上～397,000円未満	36,300	35,700	0	0
8	D6	所得割課税額 397,000円以上	(23,000)	(22,650)	(0)	(0)
			(25,000)	(24,600)	(0)	(0)
			50,000	49,200	0	0
			(25,000)	(24,600)	(0)	(0)
			50,000	49,200	0	0

※1号認定で幼稚園または認定子ども園(教育)を利用する場合、保育料は無料となります。

※階層基準の判定については、市民税額を用います。